

# 居宅介護支援重要事項説明書

(揭示用)

しかつケアサービス

北名古屋市鹿田廻間 109 番地

電話 0568-39-5278

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 担当する介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先電話番号 0568-39-5278

## 2. 事業所の概要

事業所名	しかつケアサービス
所在地	愛知県北名古屋市鹿田廻間 109 番地
経営法人名	株式会社 しかつケアサービス
所在地	愛知県北名古屋市鹿田廻間 109 番地
事業者指定番号	2377400367
管理者氏名	渡邊 郁代
連絡先電話番号	0568-39-5278
F A X 番号	0568-39-5273
サービス提供地域	北名古屋市、西春日井郡豊山町、小牧市、清須市、岩倉市、名古屋市西区及び北区
営業時間	9 : 00 ~ 18 : 00 (その他の時間は担当介護支援専門員緊急連絡先にて 24 時間体制で受付)

## 3. 事業所の職員体制

職種	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1 名	常勤	事業所の管理、運営
介護支援専門員	3 名	常勤	居宅介護支援業務
	4 名	非常勤	居宅介護支援業務
事務員	1 名	常勤兼務	事務全般

## 4. サービス内容

### (1) 居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行います。また、当該計画作成後においても、介護サービス計画の実施状況等を把握し、居宅訪問等の方法によりサービス計画の変更やサービス事業者の選定など、利用者やご家族の希望を踏まえつつ、公正中立に介護支援を行います。なお利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けた事業所の選定理由の説明を求めることができます。

## (2) 居宅介護サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるよう、心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。

## (3) 事業所間の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者との連絡調整を行います。

- ・相談業務…電話・訪問・来所等を通じて利用者からの相談に適切に対応します。
- ・申請代行…介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きを代行します。
- ・給付事務…国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理を行います。
- ・医療機関との連携を図るために、医療保険証と共に介護支援専門員の名刺をお持ち頂き入院の際には必ず介護支援専門員の名前をお伝えください。

## 5. 利用料金

利用料は介護保険で10割給付され、自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、厚生労働省の定める介護報酬の告知の金額を頂き、当事業所からサービス提供証を発行致します。このサービス提供証明証を後日お住まいの市の窓口にて提供しますと、全額払い戻しを受けられます。1か月あたりの諸費用は次のとおりです。

居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行う	要介護1・2	1086単位/月
		要介護3・4・5	1411単位/月
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	介護度による区分なし	300単位/回
特定事業所加算（Ⅲ）	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合		300単位/月
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以前に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者提供した等の場合		400単位/回

## 6. 相談窓口・苦情対応について

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業者相談窓口

担当者 渡邊 郁代

電話番号 0568-39-5278

対応時間 9:00～18:00

○公共機関への苦情申し出は、次の窓口で対応します。

### 介護保険相談窓口

北名古屋市高齢福祉課 (0568-22-1111) 小牧市介護保険課 (0568-72-2101)  
豊山町福祉課 (0568-28-0100) 清須市高齢福祉課 (052-400-2911)  
岩倉市介護保険課 (0587-38-5809) 名古屋市西区介護保険課 (052-523-4519)  
名古屋市北区介護保険課 (052-917-6522) 稲沢市高齢介護課 (0587-32-1111)  
愛知県国民保険連合会苦情関係 (052-971-4165)

### 7. サービス提供における事故発生時の対応

- サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 利用者様に対して当事業所のサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償いたします。

### 8. ケアマネジメントの公正中立性の確保について

- 居宅介護支援の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することを求めることが可能です。
  - また、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を居宅介護支援事業所に求めることができます。
  - 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。
- ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・訪問介護 29.4%
  - ・通所介護・地域密着型通所介護 31.6%
  - ・福祉用具貸与 35.4%
- ②前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供された割合

サービス名	事業所名	割合
訪問介護	しかつケアサービス	53.33%
	ヘルパーステーションほっと広場	14.67%
	たつとり訪問介護	8.80%
通所介護	しかつデイサービスセンター	35.48%
	デイサービスセンターあいせの里	22.14%
	デイカレッジうらら	9.18%
福祉用具貸与	株式会社美善	17.74%
	ニック株式会社尾張営業所	16.63%
	中日本車いす株式会社	15.96%

(期間：令和6年3月～令和6年8月)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 北名古屋市鹿田廻間 109 番地  
名称 しかつケアサービス  
説明者 介護支援専門員  
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名

ご家族 署名代理人（該当するものにチェック）  
住所  
氏名

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始とする。